

別添

令和4年度自動車騒音常時監視調査評価委託業務実施要領

1 事業目的

県内の道路交通騒音対策の必要性や効果を把握し、沿道環境の整備や低騒音舗装などの適切かつ効果的な実施を推進するための基礎資料を得るため、「道路に面する地域」の環境騒音の実態把握を行うとともに、環境基準に基づく統一的な評価を行う。

2 委託期間

契約締結日から令和5年2月24日(金)まで

3 準拠する法令等

本業務は、この実施要領によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (3) 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）
- (4) 「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成23年9月14日付け環水大自第110914001号）
- (5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成27年10月環境省）（以下、「評価マニュアル」という。）
- (6) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成27年10月環境省）
- (7) その他関係法令等

4 事業（委託業務）内容

(1) 評価区間

騒音環境基準類型指定地域内の幹線道路（国道、県道）で、別表に示す区間のうち、延長概ね2kmの区間

(2) 騒音等現況調査

ア 調査区間

騒音観測区間（1区間）（別表のとおり）

イ 騒音計設置場所

(7) 沿道地点

原則として、道路敷地境界（官民境界）、地上1.2メートルの高さ

(4) 背後地

原則として、道路敷地境界から20メートル地点、地上1.2メートルの高さ

ウ 調査日

平日（降雨日及び強風日、休祝日前後日等は避ける）

エ 調査回数及び測定時間

(7) 沿道地点

年1回／地点、24時間測定／地点

(4) 背後地

昼間（6:00～22:00）・夜間（22:00～6:00）各2回、各10分間調査

（沿道地点の騒音測定と同時に実施すること。）

オ 調査項目

(7) 騒音測定項目

等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）

時間率騒音レベル（ L_{A5} 、 L_{A10} 、 L_{A50} 、 L_{A90} 、 L_{A95} 、 $L_{A,Fmax}$ ）

(4) 上下車線別・車種別交通量

昼間、夜間各2回、10分間調査。車種は、大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車に区分すること。

(7) 上下車線別平均走行速度

昼間・夜間各2回、10台程度

(4) 騒音測定位置

A 沿道地点の騒音測定地点から、車道端、道路敷地境界、住居等までの距離、車道面からの高さ

B 背後地の騒音測定地点から、道路敷地境界までの距離、車道面からの高さ

(3) 道路状況調査

ア 調査区間

騒音観測区間（1区間、道路騒音観測地点を含む）

イ 調査内容

- (7) 道路構造、車線数、幅員
- (f) 舗装種別
- (g) 縦断勾配
- (e) 遮音壁設置状況等
- (h) その他（交通規制の状況、信号交差点との距離等）

(4) 沿道状況調査

ア 調査区間

原則として、騒音環境基準類型指定地域内の道路交通センサス調査区間（1区間）（別表のとおり）

イ 調査内容

道路の敷地の境界線から50メートルの範囲において、街区を設定し、街区内に立地する建物等の状況を調査

- (7) 建物用途（独立住宅、集合住宅、併用住宅、学校・病院等、その他非住居系）
- (f) 建物構造（コンクリート造り／その他）
- (g) 住居等戸数（必要に応じ階数・建築面積）
- (e) 建物の位置の環境基準に係る地域の類型・都市計画用途地域
- (h) 道路との位置関係（建物が属する距離帯及び距離帯別住居等戸数）

(5) 評価

(2)の騒音等現況調査及び(4)の沿道状況調査の結果から、評価マニュアルの道路に面する地域編に従って、設定した街区内の騒音レベルの推計を行い、建物ごとの騒音レベル別住居等戸数から、評価区間内の環境基準を超過する住居等戸数及び割合を算出する。

なお、各評価区間の環境基準達成状況を、住居区分により環境基準類型別、時間帯別、近接・非近接空間別に区分した集計も行う。

5 成果物

受託者は委託業務終了後、次の事項を内容に含む実績報告書を1部作成し、委託者に提出しなければならない。

- (1) 調査表1～5（県様式）
- (2) 報告様式1～3（環境省指定様式）
- (3) 詳細図（平面図、横断図）

ア 平面図と横断図を同一図面に記すこと。

イ A4版とすること。

(ア) 平面図

- ・平面図の縮尺は1：1,500～1：2,500程度とすること。
- ・平面図には、「騒音測定地点」及び「横断図作成面」を示すこと。

(イ) 横断図

- ・平面図上に示した横断図作成面について、平面図の直下に配置すること。
- ・横断図の縮尺は1：500～1：1,000程度にすること。
- ・騒音測定地点（基準点）と、測定対象となる道路の構造（横断図）を寸法と共に示すこと。
- ・受音点の高さも併せて示すこと。

(4) 位置図（騒音測定地点、評価区間）

ア 「騒音測定地点」と「評価区間」の位置は、同一図面に記すこと。

イ 縮尺は、1：50,000とし、A4版とすること。

ウ 「騒音測定地点」と、それに対応する様式2-1「1.騒音測定地点番号」を記すこと。

エ 「評価区間」と、それに対応する様式1-1「4.評価区間番号」を記すこと。

(5) 評価区間別建物位置図

縮尺は、500分の1～2,500分の1程度とし、評価区間ごとの街区番号及び建物番号を記入すること。

(6) 評価区間別、環境基準達成図

縮尺は、500分の1～2,500分の1程度とし、住居等・その他非住居系の別、環境基準達成・非達成の別、近接・非近接空間の別を記入すること。

(7) GISデータ

騒音測定地点、評価区間を示す位置図をGISデータファイルとして作成したもの。

(ファイル種類(ArcView/Shape)で作成されたGISデータを収めたCD-RW)

(8) 備考

- ・(1)の様式については、別途配布する。
- ・すべての成果物は、CD-Rに収め実績報告書と併せて提出すること。
- ・環境省が指定する結果報告様式及び報告要領等が変更された場合は、最新の様式及び報告要領等により作成すること。

6 貸与する資料

本業務の遂行に当たり、発注者は受注者に以下の資料を貸与するものとする。

- (1) 住宅地図 (Zmap-TOWN II) (株式会社ゼンリン)
- (2) 令和3年度 自動車騒音常時監視業務成果

(別表)

1 騒音観測区間 (2区間、1町)

種別	道路名称	道路交通センサス観測地点	センサス番号	交通量	車線数
県道	八倉松前線	松前町鶴吉 770 番	61510	9870	2
		松前町筒井 965 番 1	61520	8840	2

2 委託業務内容

評価区間の種別	騒音等 現況調査	道路状況 調査	沿道状況 調査	評価
騒音観測区間 (2区間)	○	○	○	○